

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日とする)

## 目 次

- ◇告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）  
土地収用法による事業の認定（管理課）
- ◇教委告示 鳥取県立高等学校入学者選抜方針（教職員課）
- ◇正 誤 平成二年八月鳥取県告示第七百三十三号中訂正  
平成二年八月鳥取県告示第七百三十四号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七百六十三号

日野町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業板井原地  
区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお  
いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供  
する。

平成二年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成二年九月十日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所  
日野町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期  
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第七百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき  
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり  
告示する。

平成二年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

大山町

二 事業の種類

ふるさとづくり特別対策事業「大山運動広場整備事業」

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡大山町大山字上野原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

大山町役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

平成三年度鳥取県立高等学校入学者選抜を、次の方針により実施する。

平成二年九月七日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

平成3年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

1 基本方針

平成3年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平業の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

ただし、定時制課程(夜間に限る。)については、3教科とする(国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。)

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出题する。

1 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

なお、国語には作文、英語には聞き取りを出題する。

(3) 実施期日

平成3年3月12日(火)

(4) 実施時間

午前9時20分から開始し、各教科とも50分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

4 面 接

入学志願者全員に対して実施する。

(1) 実施期日

平成3年3月12日(火)又は3月13日(水)

(2) 実施方法等

別に定める。

5 実技検査

学校長は、学科・コースの特性に応じて実施することができる。

(1) 実施期日

平成3年3月12日(火)又は3月13日(水)

(2) 実施方法等

別に定める。

6 出 願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。

(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志

願を変更することができる。

7 選抜方法

高等学校長は、中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績を併せて、次の方法によって選抜を行う。

なお、選考に当たっては、調査書の第3学年の各教科の学習の記録以外の記録(第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。)、面接の結果、実技検査の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科(選択教科は、英語のみとする。以下同じ。)の合計評定の上位の者から順に募集定員の70パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績(総得点)が定員数の90パーセント以上のもについて選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績(総得点)との総計の上位の者から選考する。

8 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。

9 海外帰国子女に対する配慮

海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。

なお、海外帰国子女とは、次の各項のいずれにも該当する者とする。

(1) 帰国後の期間

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間  
帰国時からさかのぼり継続して1年以上

正 誤

平成二年八月鳥取県告示第七百三十三号（管理美容師資格認定講習会の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
十 上 五 同年十月二十六日 同年十一月二十六日

平成二年八月鳥取県告示第七百三十四号（管理美容師資格認定講習会の指定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
十 下 十 同年十月二十六日 同年十一月二十六日